

人間ドック費用の一部助成のご案内

生活習慣病予防、疾病の早期発見・早期治療を目的に実施している特定健診の代わりに
自費で人間ドックを受けた場合に、その費用の一部を助成します

受診対象期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日
申請期限：令和9年3月31日

助成額および助成回数

1人につき上限10,000円、受診対象期間に1回限り

※ 受診費用が10,000円に満たない場合は、受診にかかった自己負担分が助成額となります

※ 保険診療の検査は対象外です

対象者

1～5すべての要件に該当する人

1. 受診日において逗子市国民健康保険の被保険者であること
2. 受診対象期間中に年齢が40歳になる人から74歳までの人
3. 申請日までに納期が到来している逗子市国民健康保険料を完納していること
4. 受診対象期間中に、逗子市が実施する特定健診を受診していないこと
※助成後に逗子市の特定健診の受診が発覚した場合は、速やかに助成金を返還していただきます
5. 提供した健診結果等を、市が実施する保健事業(特定保健指導等)に使用することについて同意すること

必要項目

以下の内容がすべて含まれていることをご確認ください

検査結果は、A、B、Cなどの判定だけでなく、検査数値の提出が必要です

計測	身長、体重、腹囲、BMI	肝機能検査	AST(GOT)、ALT(GPT)、 γ-GTP(γ-GT)
血圧	収縮期血圧、拡張期血圧	血糖検査	空腹時血糖または HbA1c(ヘモグロビンA1c)
脂質検査	空腹時中性脂肪、 HDLコレステロール、 LDLコレステロール(中性脂肪が 400mg/dl以上又は食後採血の場合、 Non-HDLコレステロールも可)	尿検査	糖、蛋白
		医師の判断	医師の所見(判定)
		その他	受診者氏名、受診日、 医療機関名、医師の氏名(※)

※ 所見を記載した医師の氏名または医療機関の代表者名

問い合わせ先・申請方法は裏面をご覧ください →

申請の流れ

STEP 1 人間ドックを受診 ご自身で医療機関に予約し、受診

STEP 2 受診後に助成金を申請 電子申請と窓口申請の2つの方法があります

電子申請

2次元コードまたはホームページの
申請フォームより申請

- ☐ 領収書※(PDFファイルまたは画像データ)
- ☐ 健診結果(PDFファイルまたは画像データ)
- ☐ 申請フォームに必要事項を入力

申請フォームはこちら



窓口申請

必要書類を準備し、
国保健康課窓口(市役所1階5番窓口)へ

- ☐ 領収書の写し(※)
- ☐ 健診結果の写し
- ☐ 返子市国民健康保険人間ドック費用助成
申請書(第1号様式)
- ☐ 返子市国民健康保険人間ドック費用助成
問診票(第2号様式)
- ☐ 請求書

申請に必要な書類は、国保健康課窓口または
ホームページより入手できます

※領収書は、受診日、受診者氏名、医療機関名等、但し書き(件名)、支払額が確認できるものを
提出してください

なお、クレジットカードの控えは無効ですので、医療機関が発行する領収書を取得してください

STEP 3 申請後、1～2週間で市から助成決定通知書が送付されます
その後、申請月の翌月末に本人口座へ助成金が振り込まれます

Q&A よくある質問をホームページに掲載しています

Q. 人間ドックはどこの医療機関で受診しても助成の対象になりますか

A. 検査項目のうち必要項目を満たしていれば、国内のどちらの医療機関で受診しても
助成の対象になります

詳しくは返子市ホームページ

ページ番号:1013818

で検索



<問合せ先> 返子市国保健康課健康係

電話:046-873-1111